

## 平成21年度奨学生等募集

〔市就学一時金（大学・専修学校）〕

資格 ① 次の要件を備えた学生に学資を調達する人（保護者） ② 本市に住所を有する人の子弟 ③ 大学または専修学校に平成21年度に入学予定の人 ④ 経済的に困っている人 貸与金額 ⑤ 30万円 申込期間 ⑥ 第一期募集：2月2日（月）～13日（金） 第二期募集：2月20日（金）～3月31日（火） 特記事項 ⑦ 早急に貸与を希望する人は、第一期募集に応募してください。

〔市奨学生（高校以上）〕

資格 ① 本市に住所を有する人の子弟 ② 高等学校以上の学校に平成21年度に入学または在学中の人 ③ 経済的に困っている人 貸与金額（月額） ④ 高等学校：1万5千円 大学：専修学校：3万円 申込期間 ⑤ 3月16日（月）～4月30日（木） ※ほかの奨学金、就学一時金との重複貸与はできません。 申込・問合せ先 ⑥ 教育委員会庶務課

## イノシシ捕獲技術向上研修会

日時 ⑦ 2月19日（木）午後1時～4時 場所 ⑧ 文化会館 内容 ⑨ 足わな・箱わなによる捕獲方法（講義・実習） 対象者 ⑩ わな免許所持者、免許取得予定者 申込期限 ⑪ 2月12日（木） 申込・問合せ先 ⑫ 農林課

## 障害のある人が受給できる各種手当

身体または精神に重度の障害を持つ人で、障害の程度が手当の認定基準に該当する場合、申請により受給できる制度があります。

申請には専門医の診断書が必要です。詳しくは福祉事務所へお尋ねください。

### 障害者

#### <特別障害者手当>

- 申請できる人  
20歳以上で、日常生活で常時特別の介護が必要な人。おおむね障害基礎年金の1級程度の障害（例 身障手帳2級以上など）が2つ以上重複するなどの著しく重度の状態である人（障害年金との併給は可能）
- 申請できない人  
① 病院などに継続して3か月を超えて入院している人  
② 施設などに入所中の人  
③ 本人または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なる）
- 手当月額 26,440円  
（支給月 5月・8月・11月・2月）

○問合せ先 福祉事務所障害福祉係

### 障害児

#### <障害児福祉手当>

- 申請できる人  
20歳未満で、日常生活で重度の障害の状態にあるため常時の介護が必要な人
- 申請できない人  
① 障害を支給理由とする公的年金などを受けている人  
② 施設などに入所中の人  
③ 父母または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なる）
- 手当月額 14,380円  
（支給月 5月・8月・11月・2月）

#### <特別児童扶養手当>

- 申請できる人  
20歳未満の中度以上の障害のある児童を監護する父母（または養育者）
- 申請できない人  
① 障害を支給理由とする公的年金などを受けている児童の父母  
② 施設などに入所中の児童の父母  
③ 父母または同居の親族の所得が一定以上ある人（扶養親族数により異なる）
- 手当月額 (1級) 50,750円  
(2級) 33,800円  
（支給月 4月・8月・11月）

私たちJ-POWERグループは、  
電気事業者として  
地球温暖化問題への取り組みを  
積極的に推進しています。

エネルギー利用効率の維持・向上

CO<sub>2</sub>排出の少ない電源の開発

技術の開発・移転・普及

CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスの  
大気中への排出抑制

京都メカニズムの活用

# J-POWER Group

電源開発(株)・(株)ジェイベック・(株)JPビジネスサービス・開発電子技術(株)・西九州共同港湾(株)



**1月から「産科医療補償制度」が始まりました**

分娩に関連して発症した重度脳性まひの児およびその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い産科医療の質の向上を図るため、「産科医療補償制度」が創設されました。

この制度は、妊婦の皆さんが安心して産科医療を受けられるように分娩機関（産婦人科、助産所）が加入する制度で、加入している分娩機関では、産科医療補償制度のシンボルマークの付いた加入証を掲示しています。

この制度に加入している分娩機関で今年1月1日以降に分娩される人には、分娩機関で制度への登録をし、「登録証」の交付を受けます。

なお、国民健康保険では、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合、出産育児一時金（35万円）に補償制度の掛金相当分（3万円）を加えて給付することになりました。

**問合せ先**

【産科医療補償制度】子育て・こども課  
 【国保の出産育児一時金】健康ほけん課

## ★次の制度をご存知ですか★

### 児童扶養手当

#### ●対象者

父母の離婚、父の死亡その他のいろいろな理由で父と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの人）を監護している母（または養育者）。ただし、公的年金を受け取ることができるとき、児童を監護しなくなったときなどは、手当の支給要件に該当しなくなります。

#### ●手当額（月額）

- ・児童1人の場合は、全部支給41,720円、一部支給は9,850円～41,710円
  - ・児童2人目の場合は、上記金額に5,000円加算
  - ・児童3人目以降の場合は、1人につき上記金額に3,000円加算
- ただし、平成20年4月から法律の改正により減額の対象（1/2の額）となる人がいます。対象者には、2か月前に通知しますので、関係書類を提出してください。減額対象となる人は次の通りです。

①児童扶養手当を受給して5年を経過した母親

②支給要件に該当してから7年を経過した母親

（ただし、対象児童に8歳未満の児童がいる場合は減額の対象にはなりません）

#### ●支給日 4月、8月、12月の11日

（ただし、11日が休日の場合はその直前の休日でない日）

○問合せ先 子育て・こども課

### 福祉医療制度（母子家庭）

●福祉医療費受給資格の申請をして認定されると医療費が助成されます。助成される医療費は保険診療一部負担金から医療機関等ごとに800円（1月につき同じ医療機関等の診察を二度以上受けた場合は1,600円）を控除した額です。

#### ●対象者

母…70歳未満で配偶者がなく20歳未満の子を扶養している人

子…18歳未満の父のない子（高校在学中は20歳未満）

#### ●受給資格申請に必要なもの

印鑑、健康保険証、児童扶養手当の証書または遺族年金証書、夫が死亡の場合戸籍謄（抄）本または死亡証明書、預金口座番号、所得証明書（転入の場合）



TAISEI PRINTING INC.

経費削減に  
一役買います！

- 領収証・納品書・請求書・見積書 ■ 年賀状・暑中見舞い
- 封筒 ■ 名刺 ■ 会員証 ■ チラシ ■ ポスター ■ 賞状
- 割引券・商品券 ■ チケット ■ パッケージ ■ ラベル
- スタンプカード ■ 包装紙 ■ 来場記念品 ■ ステッカー
- 会社案内パンフレット ■ 商品カタログ ■ ガイドブック
- プログラム ■ メニュー ■ ダイレクトメール ■ 広報誌
- プランボード ■ 新聞・文集 ■ カレンダー ■ 案内状
- 歌集・小説等の自費出版物 など

有限会社 **タイセイ印刷** 〒859-4501 長崎県松浦市志佐町浦免886-7  
 Tel 0956-72-0720 Fax 0956-72-0452 E-mail p-taisei@air.ocn.ne.jp